

半田市交通安全推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市及びその周辺における交通秩序を確立し、その安全と円滑を図るとともに、交通事故のない明るい社会を実現するため、半田市交通安全推進協議会(以下「協議会」という。)を半田市役所内に置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を協議して、交通安全運動の推進を図るとともに、必要に応じ関係機関に対して、意見を申し出るものとする。

- (1) 交通道德の高揚に関する事。
- (2) 交通安全施設の整備に関する事。
- (3) 交通取締まりの強化に関する事。
- (4) 交通関係制度の改善に関する事。
- (5) その他交通の安全と円滑に関する事。

2 前項の交通安全運動を推進するため、必要があるときは、他の交通安全に関する諸団体と連携して、事業を行うことができる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び次に掲げるもののうちから選んだ委員30人以内をもって組織する。

- (1) 関係民間団体の代表者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員

2 委員のほか、必要があるときは参与を置くことができる。

(会長)

第4条 会長は半田市長がこれにあたる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員及び参与)

第5条 委員及び参与は、会長が委嘱する。

- 2 委員及び参与の任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補充による委員及び参与の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 参与は、会長の諮問に応じ必要があるときは会議に出席して意見を述べることができ

る。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が随時これを招集し、その議長となる。

2 会議の運営に関し、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、半田市総務部防災交通課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱は、協議会の議決を経て改廃することができる。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和37年4月9日からこれを施行する。

附 則

この要綱は、昭和43年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和44年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。